

行政文書公開決定通知書

<p>鎌倉市指令行第2号 平成26年12月24日</p>	
<p>阿曾 千代子 様</p>	
<p>鎌倉市長 松尾 崇</p> 	
<p>（事務担当）経営企画部行革推進課</p>	
<p>平成26年12月17日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。</p>	
公開の方法	① 閲覧又は視聴 ② 写しの交付
公開する行政文書の内容	旧教育センター（旧図書館）について「本庁周辺執務室改善計画検討会議」での検討から、教育財産を普通財産に所管替えるまでの経過に関する書類
公開の日時及び場所	<p style="text-align: center;">午前 26.12月26日 時から 時までの間 午後</p> <p style="text-align: center;">に（ 総務課市政情報担当 ）にお越しく下さい。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問合せ先までご連絡ください。</p>

（注）行政文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

問合せ先 総務部総務課市政情報担当（行政資料コーナー）
電話0467（23）3000 内線：2217

第1回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成26年4月4日9:00～10:00

場 所 201会議室

出席者	経営企画課	下平課長、鈴木係長、岩元職員
	職員課	朴澤課長
	管財課	高宮課長、岩崎補佐、藤田係長
	教育部	原田次長
	行革推進課	中野次長、鷺尾係長、田邊職員

会議の趣旨

分庁舎が耐震調査により耐震基準を満たしていないことが判明したことから、使用を停止し廃止することになった。このため、神奈川県に鎌倉県税事務所跡地の借用について調整し対応することができたが、すべてを県税事務所跡地に移せたわけではないことから、本庁舎の執務スペースや会議室の確保が困難になっている。さらに、新たな要素への対応や食堂の整備などについても課題になっていることから、関連各課による改善策を検討するものである。

主な意見等

- 4月当初に新たな特命組織である子育て支援担当、臨時福祉給付金担当が本庁内に設置することができず、旧図書館に1年間限定で設置している。
- 旧図書館は、建築後相当な年月がたっており、老朽化が激しいことから、分庁舎と同様に使用を停止する必要がある。
- 本庁1階職場では、障害者福祉課が増員したものの机が置けず、一部を福祉総務課の脇に分かれて執務してもらっている。
- 食堂にするのか食事スペースにするかがあるが、新たに設置することが求められている。規模、機能等は今後検討したい。
- 多目的に使用できる食事スペースの方が使い勝手がいい。
- 厚生会の基金を利用した食堂の整備も検討してほしい。
- 女性用の休憩スペースについても検討したい。
- おなり子どもの家については、早期に移転先を検討しなければならない。
- 分庁舎の建て替えだけでなく、効率性や即効性など考慮し、新たな分庁舎などの建設の検討も必要である。
- 公共施設の再編計画の中で、市役所をどうするか検討することになる。
- 新たな分庁舎を建設すると、建ぺい率の関係で分庁舎の建て替えに影響が出たり、再編計画に支障を来すことにもなりかねない。
- 分庁舎の解体費用や新たな庁舎の建設可能な規模などについて検討していく。
- おなり子どもの家の移設場所や旧図書館の建て替えの可否についても検討する。

第2回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成26年4月25日9:00～10:00

場 所 301会議室

出席者	経営企画課	下平課長、鈴木係長、岩元職員
	職員課	朴澤課長
	管財課	高宮課長、岩崎補佐
	教育部	原田次長、樋口補佐
	行革推進課	中野次長、鷺尾係長、岡山職員、田邊職員

会議の趣旨

前回到引き続き、課題の整理、検討をおこなった。

主な意見等

- 食事スペース・食堂については、ニーズを把握するためアンケートを実施し、その結果を踏まえて、規模等を検討したい。
- 10年先の県税事務所の賃借期間終了後も考慮した計画を作成することが必要である。
- 第3分庁舎のメンテナンスも考えると分庁舎、第3分庁舎、旧図書館、901会議室を含めた全体を検討することも必要である。
- 1階の窓口職場については、スペースの確保と合わせ、窓口改善につながるレイアウトの検討も必要である。(スペースの確保)
- 旧図書館、901会議室の敷地について、市役所の敷地と合わせるような敷地設定の変更を行うと、分庁舎、第3分庁舎、旧図書館も含めた自由度の高い計画を検討することもできる。
- 段階的に整備を行うことで、仮設建築物を立てないで、順番に整備することも考えられる。
- 旧図書館の敷地の状況について確認し、新たに活用することについての確認が必要である。

第3回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成 26 年 5 月 27 日 9 : 00 ~ 10 : 00

場 所 第 1 委員会室

出席者 経営企画課 下平課長、鈴木係長、岩元職員
財政課 内海次長
職員課 朴澤課長
管財課 高宮課長、岩崎補佐
教育部 原田次長、樋口補佐
行革推進課 中野次長、鷺尾係長、岡山職員、田邊職員

会議の趣旨

前回に引き続き、食堂に関するアンケートの報告、敷地設定に関する手法等について検討を行った。

主な意見等

- 食事スペースに関するアンケートについては、現在集計中となっている。
- 食堂の設置場所について 4 階が望ましいが、そのためには 3 階の一部も含めた配管工事やその間の職場の異動が必要となる。工事費もかなり高くなる。
- 本庁舎の今後が決まらない中で、数千万円の工事費を投入するのはいかがか。
- 分庁舎をそのまま放置しておくのは危険だし、景観上も良くない。早急に解体すべきと考えるが、その先への電気や LAN ケーブルなどが入っており、その移設も結構大変な作業となる。
- 旧図書館等の敷地を市役所と一体にするには、委員会の了承を得なければならない。
- 本庁舎の敷地は 11,000 m²なので、本庁舎の建て替えも考慮し必要な検討をしなければならない。
- 旧図書館隣の分団小屋については、別敷地だが、新たに建設する建物に取り込むことも検討したい。
- 新たな庁舎を建設する際には、本庁舎地下にある非常用発電を移設することも検討したい。
- 食堂については、4 階に設置する案と新たな庁舎に設置する案の 2 案で検討すべきではないか。メリットデメリットの検証が必要。

※近日中にここまでの検討経過を副市長に報告したい。

第4回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日時 平成26年6月26日9:00~10:00

場所 402会議室

出席者	経営企画課	下平課長、鈴木係長、岩元職員
	財政課	内海次長
	職員課	朴澤課長
	管財課	高宮課長、岩崎補佐
	青少年課	田中課長
	教育総務課	原田次長、樋口補佐
	行革推進課	中野次長、鷺尾係長、岡山職員、田邊職員

会議の趣旨

前回までの検討経過を瀧澤副市長に報告したところ、当面の課題となっているおなり子どもの家の解決と食堂の将来的な配置を考えた検討を優先するようにとのことであった。これを踏まえ、再検討を行った。

主な意見等

- おなり子どもの家は、現在の第4分庁舎の利用について3年間の使用を前提としているので早期に解決したい。
- おなり子どもの家については、父母会からも要望が出ている。
- 第4分庁舎では、そこまでの動線（市庁舎内にある、駐車場に隣接）などを考えると別に移転するのがベターである。
- 食堂については、昼以降のスペースの有効活用についても検討したい。
- 6月議会で食堂を設置することを報告した。現在は、厚生会に基金の利用について投げかけをしている。利用規模を100人程度として面積が250㎡程度必要となる。
- 食堂の設置となると従業員の休憩室やトイレの設置も検討しなければならない。
- 弁当販売については、障害者雇用の関係もあるので引き続き行いたい。
- 食堂を4階に設置にするのは、コストが相当かかるので、断念する。
- 本庁舎の建て替えについて、現在の場所にするか、深沢にするか又は、その他にするかの3案で今後理事者と調整をする予定なので、その結果によっては分庁舎の建て替えに影響が出てくるものと考える。
- 方向性としては、旧図書館を建替えて、子どもの家を入れる検討が望ましい。
- 旧図書館は耐震補強も行っておらず、また、この形状のままでは活用できない。

第5回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成 26 年 8 月 5 日 9 : 00 ~ 10 : 00

場 所 第 2 委員会室

出席者 経営企画課 下平課長、鈴木係長、岩元職員

職 員 課 朴澤課長

管 財 課 高宮課長、岩崎補佐

青 少 年 課 田中課長

教育総務課 原田次長、樋口補佐

行革推進課 中野次長、鷺尾係長、田邊職員

会議の趣旨

前回に引き続き食堂の仕様や形態、子どもの家の仕様などについて検討を行った。

主な意見等

- 食堂については、行政財産の目的外使用許可、行政財産の貸付、普通財産の貸付の 3 通りの中で検討をしている。初期投資をして参入する業者がいるかについては、今後の課題となっている。場所は、やはり本庁が良いが、分庁舎でもやむを得ない。
- 子どもの家については、ニーズ調査から 132 人分が必要となっている。国から新たに一人当たり 1.65 m²との指針が出されたこともあり、プレイルームを含めると 260 m²、子ども会館機能も含めると 370 m²が必要と考えている。
小坂子ども会館・子どもの家は 2 階なので 2 階に設置することも可能であるが、ただし、食堂が 1 階になると不特定多数の出入りがあるので好ましくない。
- 教育部内では、教育財産を普通財産にすることは支障ないと考えている。旧図書館に子どもの家を入れるという方向性であるが、大船中学校に入っているひだまりについても解決したいため、教室 1 つ分を計画にいれてもらいたい。
- 公共施設再編の中では、本庁の建て替えも十分考えられるので、現在の分庁舎跡地を活用せず、本庁の改修の際の建築面積等に自由度を持たせる意味からも旧図書館の建て替えで収めたいと考える。
- 執務環境については、来年の統一地方選や国勢調査のための会議室の確保が早くも話題となっており、早急なスペース確保が求められている。この会議の趣旨は、執務環境の改善であり、新たな機能の導入は考えない。
- 1 階の一部執務室を分庁舎等に出せれば、かなりの執務スペース改善となる。
- 旧図書館の建て替えとなれば、901 会議室自体を単独設置しておくことは建築基準法の用途許可が必要となる可能性が高い。

第6回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成26年8月20日13:00～14:00
場 所 201会議室
出席者 経営企画課 下平課長、鈴木係長、岩元職員
財政課 内海次長
職員課 朴澤課長
管財課 高宮課長、岩崎補佐
青少年課 田中課長
教育総務課 原田次長
行革推進課 中野次長、鷺尾係長、田邊職員

会議の趣旨

前回に引き続き、内容の確認と意見交換を行った。

主な意見等

- 新たな分庁舎の設置も検討したが、第4分庁舎の脇ならば可能性はあるものの、面積が少ないこと、道路に近く景観上そぐわないこと、本庁舎建替えの支障となることなどから断念した。
- 分庁舎の解体後の活用であるが、前面の擁壁に亀裂があり危険であることが確認されたため、まず解体と整地が必要と考える。跡地活用は、やはり公共施設再編の支障となることから、重要なタネ地として確保しておく必要がある。
- 食堂については、第4分庁舎1階を想定しているが、排水設備などの配管工事が必要になる。現在の第4分庁舎はリース中であることから、リース切れに合わせて考えていきたい。
- 新たな要素として、マイナンバー制度導入に伴うカードの交付場所を確保してほしいという要望が出てきている。
- 分庁舎の危険排除と執務スペースの確保を考えると12月補正で分庁舎の解体などを進める必要がある。
- 旧図書館と901会議室を廃止し、ひとつの建物を建てると、子どもの家や一部の執務室、会議室など有効に活用できるが、建築基準法上の用途について、許認可の担当課の考えを確認する必要がある。

第7回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成26年10月3日 11:00～12:00

場 所 第2委員会室

出席者	経営企画課	下平課長、鈴木係長、岩元職員
	財 政 課	内海次長
	職 員 課	朴澤課長
	管 財 課	高宮課長、小島補佐
	青 少 年 課	田中課長
	教育総務課	原田次長、樋口補佐
	行革推進課	中野次長、鷺尾係長、田邊職員、岡山職員

会議の趣旨

瀧澤副市長への報告に向けた内容の確認と今後について検討を行った。

主な意見等

- 分庁舎について危険回避のため早期に解体し、跡地については、当面の間駐車場として利用する。
- 旧図書館については建て替えをし、おなり子ども会館・子どもの家と執務室、会議室などの活用を検討する。
- 食堂については、第4分庁舎の1階を第1候補とする。
- 分庁舎は、解体の前に配管工事が3ヶ月程度必要となる。
- 予算措置については、12月補正及び当初予算で対応を予定する。
- 組合事務所の移転についても協議を始める。
- 所管替えについては、管財課と教育総務課で調整し、レイアウトについては、青少年課と管財課と調整する。

第8回本庁周辺執務室改善計画検討会議

日 時 平成26年10月29日16:30～17:15

場 所 402会議室

出席者	経営企画課	下平課長、鈴木係長、岩元職員
	財 政 課	内海次長
	職 員 課	朴澤課長
	管 財 課	高宮課長
	青 少 年 課	田中課長
	教育総務課	原田次長、樋口補佐
	行革推進課	中野次長、鷺尾係長、田邊職員、岡山職員

会議の趣旨

10月3日に開催した内容をもって瀧澤副市長に報告し、概ね了承を得られたので、さらに検討を進めた。

主な意見等

- 食堂については第4分庁舎1階に設置することを確認。運営方法については、市なのか厚生会なのか整理が必要。
- 第4分庁舎は、平成29年1月までリース期間なので、その後の対応となるが、おなり子どもの家が移動すれば、早めの対応も可能となる。
- リース期限前の工事は調整が必要。
- 平成27年度は、現在の第4分庁舎で物理的に食堂が設置できるかについて委託で調査をしたい。
- 旧図書館を建替えた後の活用は、建築基準法上の用途について関係課と調整することが必要となっている。現時点では、子どもの家関係と執務室等の活用ということで、事前の相談を開始したい。
- 庁舎として今後管理していくことから、土地建物の移管については、教育委員会と管財課で時期を含めて調整する。